

農整第240号  
令和元年7月11日

一般社団法人 富山県建設業協会 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事施工管理基準の一部改正について（通知）

日頃より本県の農林水産行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、「農林水産部 土木工事施工管理基準」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月15日以降の決裁に係る工事より適用することとしたので通知します。

（事務担当：農村整備課技術管理係）  
TEL：076－444－3299

# 「農林水産部 土木工事施工管理基準」(R01.7月) の改正概要について

## 1 改正の趣旨

土木工事施工管理基準は、農林水産部所管工事の施工管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたもので、昭和52年4月より施行されている。

現基準は、平成30年5月に改正されたものであるが、農林水産省の一部改正及び林野庁の制定を受け、改正内容を検討し一部改正するものである。

## 2 主な改正内容

### 施工管理基準

#### 第7章 【新設】

施工箇所が点在する工事の運用について記載

### 別表第2 撮影記録による出来形管理

デジタルカメラの画像編集について、「富山県電子納品運用ガイドライン（土木工事編）」との整合性を図る

### 別表第3 品質管理

配合設計を超える場合の記載について、「レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」との整合性を図る

改正施工管理基準の施行は、令和元年7月15日を予定。また、富山県HPによる公開をあわせて行うこととしている。

# 新旧対照表

【土木工事施工管理基準】

| 改正後   | 現行  | 備考   |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
|---|---|------|-----------------------------|---|--|--|-------------------------------------|--|----|---|-------|--|------------|--|--|------|------|-----------------------------|---|--|--|-------------------------------------|---|----|--|-------|--|------------|--|--|
| <p>土木工事施工管理基準<br/>第1～第6 [省略]</p> <p>第7 施工箇所が点在する工事について<br/>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。<br/>なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>別表第2 撮影記録による出来形管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影方法</th><th>管理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</td><td>1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品(電子媒体含む)に編集する。</td></tr> <tr> <td>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。<br/>(1)工事名<br/>(2)工種及び種別<br/>(3)作業内容<br/>(4)測点</td><td>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</td></tr> <tr> <td>1 (5)設計数量・寸法<br/>(6)実測数量・寸法<br/>(7)略図</td><td>3. 工事写真の編集等については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）「土木工事編」を参照すること。</td></tr> <tr> <td>共通</td><td>3. 写真是原則としてカラー撮影とする。<br/>なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</td></tr> <tr> <td>黒板記入例</td><td></td></tr> <tr> <td>写真例(基礎の高さ)</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 撮影方法  | 管理方法 | 1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 | 1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品(電子媒体含む)に編集する。 | 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。<br>(1)工事名<br>(2)工種及び種別<br>(3)作業内容<br>(4)測点 | 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。 | 1 (5)設計数量・寸法<br>(6)実測数量・寸法<br>(7)略図 | 3. 工事写真の編集等については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）「土木工事編」を参照すること。 | 共通 | 3. 写真是原則としてカラー撮影とする。<br>なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。 | 黒板記入例 |  | 写真例(基礎の高さ) |  | <p>土木工事施工管理基準<br/>第1～第6 [省略]</p> <p>【新設】</p> <p>別表第2 撮影記録による出来形管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影方法</th><th>管理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</td><td>1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品(電子媒体含む)に編集する。</td></tr> <tr> <td>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。<br/>(1)工事名<br/>(2)工種及び種別<br/>(3)作業内容<br/>(4)測点</td><td>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</td></tr> <tr> <td>1 (5)設計数量・寸法<br/>(6)実測数量・寸法<br/>(7)略図</td><td>3. 写真是原則としてカラー撮影とする。<br/>なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</td></tr> <tr> <td>共通</td><td></td></tr> <tr> <td>黒板記入例</td><td></td></tr> <tr> <td>写真例(基礎の高さ)</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 撮影方法 | 管理方法 | 1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 | 1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品(電子媒体含む)に編集する。 | 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。<br>(1)工事名<br>(2)工種及び種別<br>(3)作業内容<br>(4)測点 | 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。 | 1 (5)設計数量・寸法<br>(6)実測数量・寸法<br>(7)略図 | 3. 写真是原則としてカラー撮影とする。<br>なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。 | 共通 |  | 黒板記入例 |  | 写真例(基礎の高さ) |  | <p>【追記部分】第7<br/>点在箇所の取扱いを記載</p> <p>【追記部分】別表2<br/>写真編集について、県の電子納品ガイドラインとの整合性を図る</p> |
| 撮影方法  | 管理方法  |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。   | 1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品(電子媒体含む)に編集する。                                   |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。<br>(1)工事名<br>(2)工種及び種別<br>(3)作業内容<br>(4)測点  | 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。                                |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 1 (5)設計数量・寸法<br>(6)実測数量・寸法<br>(7)略図   | 3. 工事写真の編集等については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）「土木工事編」を参照すること。                                  |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 共通  | 3. 写真是原則としてカラー撮影とする。<br>なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。 |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 黒板記入例   |   |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 写真例(基礎の高さ)  |   |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 撮影方法  | 管理方法  |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。   | 1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品(電子媒体含む)に編集する。                                   |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。<br>(1)工事名<br>(2)工種及び種別<br>(3)作業内容<br>(4)測点  | 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。                                |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 1 (5)設計数量・寸法<br>(6)実測数量・寸法<br>(7)略図   | 3. 写真是原則としてカラー撮影とする。<br>なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。 |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 共通  |   |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 黒板記入例   |   |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |
| 写真例(基礎の高さ)  |   |      |                             |   |  |  |                                     |  |    |   |       |  |            |  |  |      |      |                             |   |  |  |                                     |   |    |  |       |  |            |  |  |

# 新旧対照表

【土木工事施工管理基準】

| 改正後                     |    |   | 現行   |  |  | 備考   |   |    |
|-------------------------|----|---|--|--|--|--|---|----|
| 別表第3 1 コンクリート関係 材料 [省略] |    |   | 別表第3 1 コンクリート関係 (1) 材料 [省略]  |  |  | 【追記部分】別表<br>2 レディーミク<br>ストコンクリー<br>ト単位水量測<br>定・管理要領との<br>整合性を図る  |   |    |
| 工程                      | 区分 | 規格値   | 管理方式   | 処置   | 工程   | 規格値  | 管理方式  | 処置 |
| 1                       | 施  | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。<br>2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超える場合、粗骨材の最大寸法20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。<br>3) 配合設計に±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込みまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>4) 管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 別に定めた工種について確認を行う。<br>配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。<br>配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>5) 管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 別に定めた工種について確認を行う。<br>配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。<br>配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>6) 管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 別に定めた工種について確認を行う。<br>配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。<br>配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>7) 管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 別に定めた工種について確認を行う。<br>配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。<br>配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。<br>8) 管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 【追記部分】別表<br>2 レディーミク<br>ストコンクリー<br>ト単位水量測<br>定・管理要領との<br>整合性を図る |    |